

建築積算士補認定事業 規程・実施要領

平成 24 年 4 月 1 日改定

社団法人 日本建築積算協会

建築積算士補認定事業に関する規程

平成 23 年 4 月 1 日改定

目 次

第1章 総 則	第1条～第7条	……………	3
第2章 試 験	第8条～第14条	……………	4
第3章 登 録	第15条～第23条	……………	5
第4章 更 新 講 習	第24条～第28条	……………	7
第5章 建築コスト管理士及び建築積算士に関する特例	第29条～第30条	……………	8
第6章 雑 則	第31条～第33条	……………	9
雑 則	第1条	……………	9
別紙－1	建築積算士補認定事業フロー		

建築積算士補認定事業に関する規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、社団法人 日本建築積算協会規則 第24条に基づき行う建築積算士補認定事業（以下「認定事業」という。）に関し必要な事項を定める。

(認定事業の定義)

第2条 認定事業とは、建築生産に関連する基礎的知識および建築物の設計図書等に基づき、建築数量積算基準等を中心とした適正な積算技術により、数量調書の作成及び工事費の算定並びにこれらに附帯する業務に関する基礎的知識についての審査、証明等（以下「審査等」という。）に関する事業をいう。

(認定事業の構成)

第3条 認定事業は、認定校の選定、建築積算士補試験（以下「試験」という。）、建築積算士補登録（以下「登録」という。）及び建築積算士補更新講習（以下「更新講習」という。）により構成する。

2 認定事業のフローについては、別紙－1にて定める。

(認定校)

第4条 認定校とは、本会の認定した建築積算に関する講座を有する学校（大学、高専、高校、専門学校、その他同等と認められるもの）をいう。

2. 認定校は、次にあげる要件を備えていなければならない。

- 一 本会発行のテキスト「建築積算」を使用すること。
- 二 本会制定のシラバスを包含していること。
- 三 本会認定派遣講師または、学校専任教員による授業であること。
- 四 その他積算教育に不適格な要件の無いこと。

(称号の付与)

第5条 本会会長は、建築積算士補試験に合格し、かつ、登録を受けた者に建築積算士補の称号を付与する。

2 本会会長は、建築積算士の基本知識についての試験（一次試験）に合格した者が建築積算士補の申請を行い、登録を受けた場合は、建築積算士補の称号を付与する。

(認定事業の事務の基本方針)

第6条 試験、登録及び更新講習の事務（以下「建築積算士補事務」という。）は、この規

程及び別に定める建築積算士補認定事業実施要領（以下「実施要領」という。）により、厳正かつ公正に実施するものとする。

（評議委員会）

第 7 条 認定校の決定、試験の合格者の決定、登録抹消その他建築積算士補事務に関する基本的な事項について、審査を行うために、本会には建築積算士補評議委員会（以下「評議委員会」という。）を置く。

- 2 評議委員会は、委員 6 名以上をもって組織する。
- 3 会長は、評議委員会において審査された結果を尊重するものとする。
- 4 評議委員会の議事及び運営に関し必要な事項は、実施要領に定める。

第 2 章 試 験

（試 験）

第 8 条 試験は、建築積算士補として必要な建築積算に関する知識の水準について行う。

（試験の方法）

第 9 条 建築積算士補試験は、学科について、筆記試験により行う。

- 2 学科の試験は、次にあげる分野を問う。
 - 一 建築積算の基礎となる建築一般の知識。
 - 二 建築数量積算の理解度：建築数量積算基準の目的や原則に関する理解。また、これに基づいて建築工事費を算出するための建築数量を計測・計算し、数量調書を作成する基礎的知識。
 - 三 建築生産に関連した基礎的知識。
- 3 試験問題作成に関する基本方針については、別紙— 2 において定める。

（試験実施計画）

第 10 条 試験の日時、試験地、受験申込その他試験実施に関する事項は、試験を行う認定校が実施計画を作成し、事前に本会に提出し、承認を得る。

（試験の実施方法）

第 11 条 建築積算士補試験の実施方法は、次のとおりとする。

- 一 実施回数は、試験実施校が定める。
- 二 試験問題は、本会が作成し、試験実施校に送付する。
- 三 試験実施校は、試験実施後、速やかに答案を本会へ提出する。
- 四 採点および合格者の決定は、本会が行う。

(受験資格)

第12条 建築積算士補試験は、本会の認定した建築積算に関する講座の単位を取得したものの、又は時期的にやむを得ない事情があり取得見込みと派遣講師あるいは専任教員が認定したもの以外は、これを受けることができない。

(試験委員会)

第13条 試験問題の作成、試験答案の採点等は建築積算士試験委員会において行う。

(受験手数料)

第14条 受験手数料については、無料とする。

第3章 登 録

(資格認定と登録)

第15条 建築積算士補の資格認定は、建築積算士補登録簿に登録することによって行う。

(登録の申請)

第16条 登録を受けようとする者は、次のいずれかで登録の申請を行わなければならない。

- 一 新規の登録：試験の合格者で、新規の登録を受けようとする者は、試験に合格した日から1ヶ月以内に登録申請を行わなければならない。
- 二 更新の登録：既登録者で、更新の登録を受けようとする者は、登録有効期間満了の30日前までに更新の登録の申請を行わなければならない。
- 三 再登録：登録の有効期間が満了したことにより登録が抹消された者で、再登録を受けようとする者は、登録が抹消された日から1年以内（以下「再登録期間」という。）に再登録の申請を行わなければならない。ただし、止むを得ない事情により申請が行えなかった場合は、この限りではない。

2 次のいずれかに該当し、前項の期限内に登録の申請ができない時、申請により新規登録及び再登録期間の延長を認める場合がある。

- 一 病気
- 二 海外勤務，海外滞在
- 三 慶弔
- 四 その他、会長がやむを得ない事情があると認めた場合

(登録の有効期間)

第 17 条 登録の有効期間（前条第 1 項第二号の規定により更新の登録を受けた場合及び第三号の規定により再登録を受けた場合を除く。）は、登録した日から 3 年を経過した日の属する年度の末日までの期間とする。

2 前条第 1 項第二号の規定により更新の登録を受けた場合における当該登録の有効期間は、更新前の登録の有効期間満了の日から 3 年を経過した日の属する年度の末日までの期間とする。

3 前条第 1 項三号の規定により再登録を受けた場合における当該再登録の有効期間は、抹消前の登録の有効期間満了の日から 3 年を経過した日の属する年度の末日までの期間とする。

4 前条第 2 項の規定により再登録期間の延長が認められた場合における当該再登録者の有効期間は、再登録の延長期間満了の日から 3 年を経過した日の属する年度末までの期間とする。

5 登録は、有効期間の満了によりその効力を失う。

(死亡等の届出)

第 18 条 登録者が死亡し、または失そう宣告を受けた場合においては、戸籍法（昭和 22 年法律第 224 号）による死亡または失そうの届出義務者は、速やかにその旨を届け出るものとする。

(登録の抹消)

第 19 条 会長は、次のいずれかの場合は、当該登録者の登録を抹消するものとする。

一 登録の有効期間が満了したとき（更新の登録を受けた場合を除く。）。

二 前条の規定に該当する事実が判明したとき。

三 虚偽または不正の事実に基づいて登録を受けたことが判明したとき。

2 会長は、登録者が登録簿の記載に変更を生じた場合において、正当な理由がなくその届出を怠ったときは、その登録を抹消することができる。

3 会長は、登録者がその業務に関して不誠実な行為をしたときは、その登録を抹消することができる。

4 会長は、登録者がその上位資格である建築積算士の登録を行い、受理されたときは、建築積算士補の登録を抹消する。

5 会長は、登録の抹消を行うときは、あらかじめ、評議委員会の意見を聴くものとする。

6 会長は、登録を抹消したときは、速やかにその理由を付して、当該登録を抹消された者にその旨を通知するものとする。

(登録簿の備付け)

第 20 条 建築積算士補登録簿は本会本部に、これを備える。

(更新の登録)

第 21 条 更新の登録を受けようとする者は、登録の有効期間満了の前日から 6 ヶ月以内に協会の実施する更新講習の課程を修了しなければならない。

(再登録)

第 22 条 再登録を受けようとする者は、再登録期間内に前条の更新講習の課程を修了しなければならない。

(登録手数料)

第 23 条 登録をする者は、実施要領で定める手数料を納めるものとする。

第 4 章 更新講習

(更新講習)

第 24 条 更新講習は、建築積算士補が資格者としての知識の維持並びに業務の質的向上や社会環境の変化に対応するために行う。

(更新講習の方法)

第 25 条 更新講習は、eラーニングによる講義等により行う。

2 講義、その他は、次にあげる建築積算に関する知識等について行う。

- 一 数量積算に関する諸基準。
- 二 価格に関する事項。
- 三 コスト管理に関する事項。
- 四 建築生産に関する社会環境の変化と新技術に関する事項。

3 前 2 項に規定するもののほか、更新講習の実施形式、分野その他必要事項は、実施要領に定める。

(更新講習実施計画)

第 26 条 更新講習の期間、更新講習受講申込書の受付方法及び受付期間その他更新講習の実施に関する事項を定めた更新講習実施計画を作成するものとする。

(更新講習の開催方法)

第 27 条 更新講習の開催方法は次のとおりとする。

- 一 開催期間は、毎年定める。
- 二 eラーニングにより行う。

(受講手数料)

第 28 条 更新講習を受講する者は、実施要領で定める手数料を納めるものとする。

第 5 章 建築コスト管理士の特例

(建築コスト管理士・建築積算士に関する特例)

第 29 条 建築積算士補が別に定める建築コスト管理士の称号を併せ持つこととなったときは、更新の登録にあたって、第 21 条に定める「更新講習の課程の修了」は免除する。

2 前項の者は、第 23 条のうち再登録手数料及び第 28 条の更新講習受講手数料を免除する。

第 30 条 建築積算士補の当該更新登録対象者が、建築積算士試験及び建築コスト管理士試験の受験を申込み、受験資格審査を経て受験を認められた場合は、当該建築積算士補の有効期間満了を 1 年繰り延べるものとする。

第 6 章 雑 則

(名称の使用禁止)

第 31 条 建築積算士補以外の者が建築積算士補又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。

(帳簿及び書類の保存)

第 32 条 保存すべき帳簿及び書類は、保存期間を定めて、適正な方法により保存しなければならない。

(秘密の保持)

第 33 条 本会役員等またはこれらの職にあった者は、建築積算士補事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

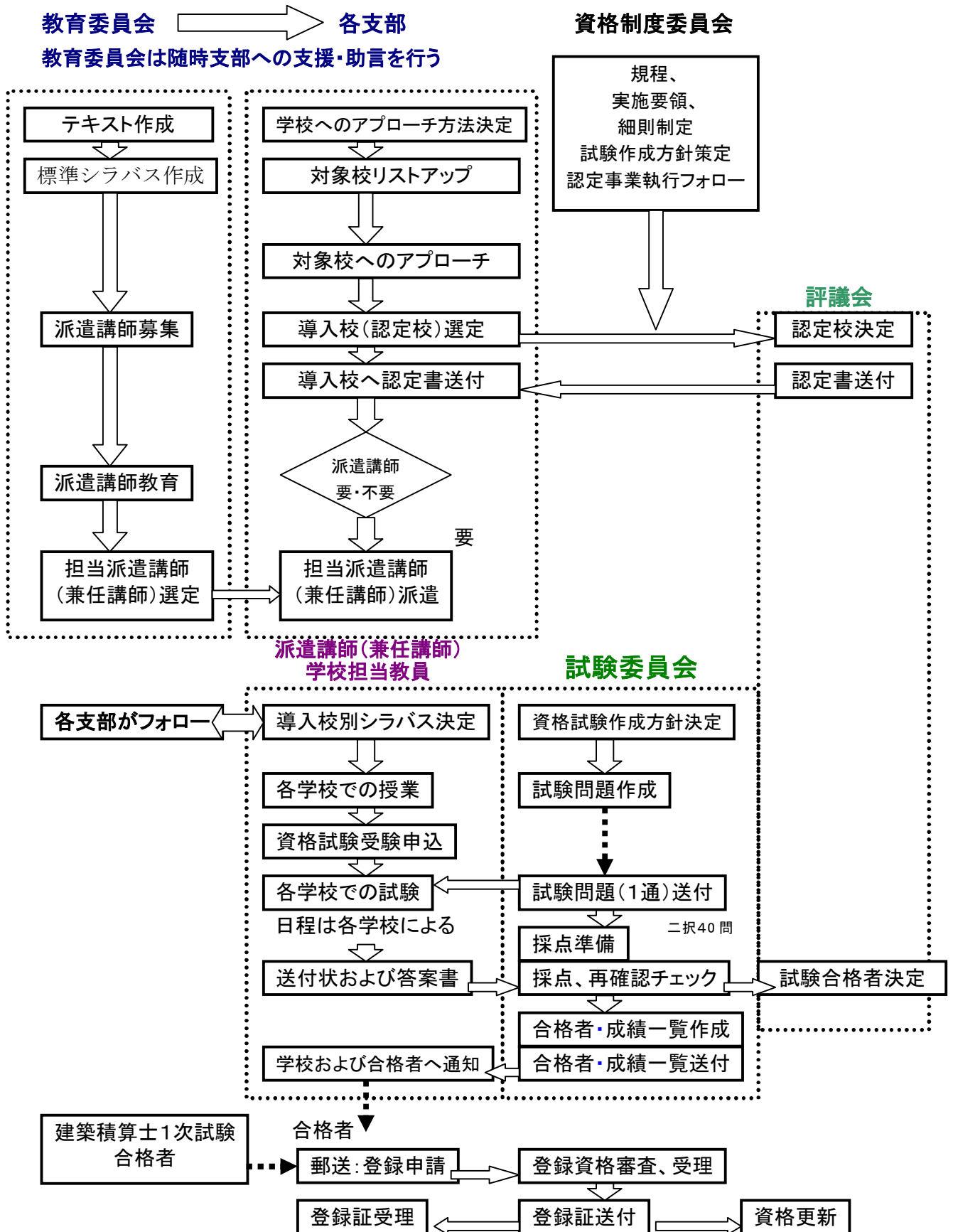
附 則

(施行期日)

1. この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
2. この規程の改定は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

別紙-1

建築積算士補認定事業フロー



建築積算士補認定事業に関する実施要領

平成 24 年 4 月 1 日改定

目 次

第1編	総 則	
第1章	基本事項	第1条～第5条…………… 14
第2章	建築積算士補評議委員会	第6条…………… 14
第2編	試 験	
第1章	試験の案内	第7条…………… 15
第2章	受験申込の受付等	第8条～第10条…………… 15
第3章	試験委員会等	第11条～第13条…………… 16
第4章	試験の実施等	第14条…………… 17
第5章	合格者の決定	第15条～第18条…………… 17
第3編	登 録	
第1章	基本事項	第19条～第24条…………… 17
第2章	更新の登録及び再登録	第25条～第26条…………… 19
第3章	登録証の交付等	第27条～第31条…………… 19
第4章	登録手数料等	第32条～第35条…………… 20
第4編	更 新 講 習	
第1章	更新講習の案内	第36条…………… 21
第2章	更新講習受講申込書の受付等	第37条～第39条…………… 21
第3章	更新講習の実施等	第40条…………… 22
第4章	更新講習委員会	第41条…………… 22
第5章	更新講習修了者の決定等	第42条～第44条…………… 22
第6章	更新講習受講手数料等	第45条～第47条…………… 22
第5編	雑 則	第48条～第49条…………… 23
附 則		
別紙－1	建築積算士補認定事業における試験問題作成に関する基本方針	

建築積算士補認定事業に関する実施要領

第1編 総 則

第1章 基本事項

(趣 旨)

第1条 この実施要領は、建築積算士補認定事業（以下「認定事業」という。）に関する規程（以下「規程」という。）に基づき実施する認定事業に関し、必要な事項を定める。

(認定事業の事務を行う事務所)

第2条 認定事業の事務を行う事務所は、定款に定める本会の事務所（以下「本部」という。）と従たる事務所（以下「支部」という。）とする。

(認定事業の事務を行う時間及び休日)

第3条 認定事業の事務を行う時間は、休日を除き午前9時30分から午後5時30分までとする。

2 「試験」、「更新講習」（以下「試験等」という。）の実施日における認定事業の事務を行う時間は、試験等の事務については前項の規定にかかわらず試験等の実施に必要な時間とする。

3 第1項の休日は、次のとおりとする。

- 一 日曜日及び土曜日
- 二 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- 三 12月29日から翌年の1月4日まで

(認定事業の事務を担当する者)

第4条 認定事業の事務は、協会の役員及び職員並びにこの実施要領により選任された委員（以下「協会役員等」という。）が実施する。

(派遣講師、担当教員)

第5条 派遣講師とは、認定校の兼任（非常勤）講師として採用された者をいう。また担当教員とは認定校の専任教員をいう。

第2章 建築積算士補評議委員会

(評議委員会)

第6条 建築積算士補評議委員会（以下「評議委員会」という。）は、次の事項を行う。

- 一 認定校に関する事項
 - 二 第19条の試験の合格者に関する事項
 - 三 その他、認定事業の事務に関する基本的な事項
- 2 前項の委員会は、会長が招集して開催する。
 - 3 委員長は、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。
 - 4 委員長及び委員は、建築積算について学識経験を有する者などの内から、会長が選任する。
 - 5 委員は、その職務に当って、厳正かつ公平を旨とし、不正の行為のないようにしなければならない。
 - 6 会長は、委員が次のいずれかに該当する場合には、当該委員を解任するものとする。
 - 一 職務上の義務違反、その他評議委員として不誠実な行為があつたとき
 - 二 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき
 - 7 4項の委員長及び委員の任期は2年とし、任期途中で就任した委員の任期は既に就任している委員の残任期間と同じにする。また、再任は妨げない。

第2編 試験

第1章 試験の案内

(試験の案内)

第7条 建築積算士補試験（以下「試験」という。）の実施計画を定めたときは、試験案内書を作成し、派遣講師または担当教員を通じて、試験を受けようとする者に配布する。

第2章 受験申込の受付等

(受験申込み)

第8条 試験を受けようとする者は、認定校において受験申込をしなければならない。

(受験申込の受付)

第9条 受験申込は、原則として、派遣講師または担当教員が受験資格を確認のうえ受け付ける。

(受験申込の処理)

第10条 受験申込を受理した認定校は、速やかに、次の処理を行うものとする。

- 一 受験者人数を協会本部に通知する。
- 二 試験実施日及び問題受入日を協会本部に通知する。

第3章 試験委員会等

(試験委員会)

第11条 建築積算士試験委員会が、次の事務を行う。

- 一 出題方針の作成
 - 二 採点方針の作成
 - 三 試験問題の作成（その基本方針を別紙－1に定める）
 - 四 試験問題の解答と解説の作成
 - 五 問題の印刷校正
 - 六 試験問題の検証
 - 七 試験答案の採点
 - 八 試験の合格基準点(案)の作成
- 2 委員会に建築積算士補に係わる建築積算士補部会を置き、前項の各事務を担当させる。
 - 3 委員会は、会長が招集して開催する。
 - 4 委員長は、必要に応じて協会役員の出席を求めることができる。
 - 5 委員長及び委員は、試験科目について専門的な知識及び技術を有し、かつ、試験委員としてふさわしい者の内から、会長が選任する。
 - 6 委員は、その職務の執行に当たって、厳正かつ公正を旨とし、不正な行為のないようにしなければならない。
 - 7 会長は、委員が次のいずれかに該当する場合には、当該委員を解任するものとする。
 - 一 職務上の義務違反、その他試験委員として不誠実な行為があったとき
 - 二 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき
 - 8 委員の任期は2年とし、任期途中で就任した委員の任期は既に就任している委員の残任期間と同じとする。また、再任は妨げない。
 - 9 委員は、試験を受験することができない。

(試験問題等の作成)

第12条 試験委員会建築積算士補部会は、試験問題及び試験答案の採点基準の作成を行うものとする。

- 2 試験問題の作成及び試験答案の採点の細目は、必要に応じ、試験委員会建築積算士補部会が定める。

(試験問題等の取扱い)

第13条 試験問題、試験答案等の印刷、運搬及び保管は、確実に秘密を保持できる方法により行う。

第4章 試験の実施等

(試験会場の運営)

第14条 会長は、試験の実施に当たって、認定校に運営を一任する。

第5章 合格者の決定

(採点)

第15条 試験答案の採点は、厳正な方法により行うものとする。

2 試験答案の採点の結果は、公表しない。

(合格者の決定)

第16条 試験の合格者の決定は、会長が行う。

2 会長は、前項の決定を行うときは、あらかじめ、評議委員会の意見を聴くものとする。

(合格者の発表)

第17条 会長は、試験の合格者一覧表を作成して本人および学校に合格した旨の通知をする。

(受験者の不正行為に対する措置)

第18条 会長は、不正の方法により試験を受け又は受けようとした者に対して、当該試験を受けることを禁じ、又はその合格者を無効とすることができる。

第3編 登 録

第1章 基本事項

(登録の案内)

第19条 試験の合格者を発表したときは、登録に関し必要な事項について周知するために、登録案内書を試験の合格者に配布する。

(登録の申請)

第20条 登録を受けようとする者は、氏名、住所、生年月日その他必要な事項を記入し、写真その他必要な書類を貼付した登録申請書に、次に掲げる書類を添え、提出しなければならない。

- 一 住民票の抄本、在学証明書又はこれに代わる書面。

(登録申請書の受付)

第21条 登録申請書は、原則として、郵送により受け付ける。

(登録申請書の審査、受理及び登録の実施)

第22条 登録申請書を受け付けたときは、これを審査し、次に掲げる基準に適合する場合は受理し、遅滞なく、規程第20条の登録簿に登録する。

- 一 必要な事項が記載され、かつ、必要な書類が貼付されていること。
 - 二 必要な書類が添付されていること。
 - 三 規程第16条第1項第一号(更新の登録の場合にあっては同第二号、再登録の場合にあっては同第三号)の規定に適合していること。
 - 四 規程第23条に規定する登録手数料が払い込まれていること。
- 2 前項の審査は、登録申請書及び添付書類により行うものとする。
- 3 第1項の場合において、登録申請書又は添付書類に不備を認めるときは補正させ、補正の余地のないとき又は同項第三号又は第四号に掲げる基準に適合しないときは、受理できない理由を説明して登録手数料を登録申請者に返還する。
- 4 前項の場合において、登録手数料を返還するときは、会長は、審査に係る費用及び登録手数料の返還に係る費用に相当する金額を控除することができる。

(登録事項)

第23条 登録簿に登録する登録事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- 一 氏名(フリガナ)
- 二 現住所
- 三 生年月日
- 四 性別
- 五 登録番号
- 六 登録年月日
- 七 登録の有効期間が満了する日
- 八 試験に合格した日

(登録事項変更等の届出)

第24条 登録を受けた者(以下「登録者」という。)は、前条に規定する登録事項について変更があった場合においては、速やかにその旨を会長に届け出るものとする。

- 2 登録者は、規程第17条各号（第四号を除く。）のいずれかに該当するに至った場合においては、速やかにその旨を会長に届け出るものとする。

第2章 更新の登録及び再登録

（更新の登録の案内）

第25条 登録者には、あらかじめ更新の登録に関し必要な事項について周知するものとする。

（再登録の案内）

第26条 登録の有効期間の満了により登録を抹消したときは、当該登録を抹消した者に、再登録に関し必要な事項について周知するものとする。

第3章 登録証の交付等

（登録証の交付）

第27条 会長は、登録者に建築積算士補登録証（以下「登録証」という。）を交付する。

（登録証の再交付）

第28条 登録証は、次のいずれかに該当する場合においては、登録証の再交付を申請することができる。この場合において、再交付を申請する者は必要な事項を記載した再交付申請書を提出する。

- 一 登録証の記載事項について変更があった場合。
- 二 登録証を汚損した場合。
- 三 登録証を失った場合。

2 会長は、前項の規定による申請があったときは、遅滞なく、登録証を再交付するものとする。

3 登録者は、第1項第一号又は第二号の規定に該当する場合において登録証の再交付を申請するときは、その登録証を添付するものとする。

4 登録者は、第1項第三号に該当する場合において登録証の再交付を申請した後、失った登録証を発見したときは、遅滞なく、これを返納しなければならない。

（登録証の破棄）

第29条 会長は、登録を抹消した場合においては、遅滞なく、その登録証を破棄させるものとする。

2 登録者は更新の登録を受け、新たな登録証を交付された場合には、遅滞なく、更新の

登録を受ける前の登録証を破棄しなければならない。

(登録証明書の発行)

第30条 会長は、次に掲げる場合においては、登録者が登録を受けている旨の証明書を発行することができる。

- 一 当該登録者から求めがあったとき。
- 二 当該登録者以外から求めがあった場合において、会長が特に必要と認めるとき。

(登録者名簿)

第31条 会長は、登録者に係る登録番号、氏名その他の事項を記載した建築積算士補登録名簿（以下「登録者名簿」という。）を作成する。

第4章 登録手数料等

(登録手数料)

第32条 建築積算士補の登録手数料(消費税額は含まない)の金額は、次のとおりとする。

- 一 規程第16条第1項第一号に該当する者(新規の登録者)は、6,000円とする。
- 二 規程第16条第1項第二号及び第三号に該当する者(更新の登録者及び再登録者)は、1,000円とする。
- 三 前項に該当する者であるにもかかわらず、更新年度の4月1日から本会の正会員であるものは、登録手数料は無料とする。
- 四 正会員で登録手数料を無料とする適用を受けた後に退会した者は、その後再入会した場合、新たに登録更新を行う時点で登録手数料は有料となる。
- 五 更新年度の6月末日までに当該年度の会費の納入(会費滞納者については、当該年度まで全ての会費の納入)がなされていない者については、登録手数料を有料とする。

(登録手数料の収納)

第33条 登録を受けようとする者は、登録手数料を郵便振替により納付し、払込みの際発行される払込証明書を登録申請書に貼付しなければならない。

(登録手数料の返還)

第34条 収納した登録手数料は返還しない。

(その他登録関係の手数料)

第35条 その他登録関係の手数料(消費税相当額を含まない)は次のとおりとする。

- 一 第33条における登録証の再発行手数料は、1,000円とする。ただし、送料を含む。
- 二 第30条における登録証明書の発行手数料は、600円とする。ただし、送料を含む。

第4編 更新講習

第1章 更新講習の案内

(更新講習の案内)

第36条 更新講習実施計画を定めたときは、速やかに、更新講習実施計画のうち必要な事項について周知するため、更新講習案内書を作成し更新の登録又は再登録を受けようとする者に協会ホームページから周知する。

第2章 更新講習受講申込書の受付等

(更新講習受講の申込)

第37条 更新講習を受けようとする者は、協会ホームページにより更新講習受講申込を行う。

(更新講習受講申込書の審査、受理)

第38条 更新講習受講申込書を受け付けたときは、これを審査し次に掲げる基準に適合するものを受理する。

- 一 必要な事項が記載されていること。
- 二 規程第28条に規定する更新講習受講手数料が払込まれていること。
- 2 前項の審査は、更新講習受講申込書等により行うものとする。
- 3 第1項の場合において、更新講習受講申込に不備を認めるときは補正させ、補正の余地がないときは受理できない理由を説明して更新講習受講手数料を更新講習受講申込者に返還する。
- 4 前項の場合において、更新講習受講手数料を返還するときは、更新講習受講資格審査に係る費用及び更新講習受講手数料の返還に係る費用に相当する金額を控除することができる。

(更新講習受講申込の処理)

第39条 更新講習受講申込書を受理したときは、速やかに、次の処理を行うものとする。

- 一 更新講習の期日、受講番号を確定する。
- 二 受講票、またはそれに代わるものを交付する。

第3章 更新講習の実施等

(更新講習の実施)

第40条 更新講習の実施は、eラーニングによって行う。

第4章 更新講習委員会

(更新講習委員会)

第41条 更新講習委員会は、建築積算士更新講習委員会がこれを兼ねる。

第5章 更新講習修了者の決定等

(更新講習修了者の決定)

第42条 更新講習修了者の決定は、別に定める基準により行う。

(更新講習修了者の通知)

第43条 更新講習の修了は、本人に通知する。

(受講者の不正行為に対する措置)

第44条 会長は、不正の方法により更新講習を受け又は受けようとした者に対して、当該更新講習を受けることを禁じ、またはその修了を無効とすることができる。

第6章 更新講習受講手数料等

(更新講習受講手数料)

第45条 更新講習受講手数料は次のとおりとする。

- 一 更新講習受講手数料(消費税相当額は含まない。)の金額は、3,000円とする。
- 二 更新年度の4月1日から本会の正会員であるものは、更新講習受講手数料を無料とする。
- 三 正会員で更新講習受講手数料を無料とする適用を受けた後に退会した者は、その後再入会した場合、新たに登録更新を行う時点で更新講習受講手数料は有料となる。
- 四 更新年度の6月末日までに当該年度の会費の納入(会費滞納者については、当該年度まで全ての会費の納入)がなされていない者については、更新講習受講手数料は有料となる。

(更新講習手数料の収納)

第46条 更新講習を受けようとする者は、更新講習受講手数料を郵便振替により納付する。

(更新講習手数料の返還)

第47条 収納した更新講習受講手数料は、次に掲げる場合を除き返還しない。

- 一 第38条第3項に規定する場合。
- 二 協会の責に帰すべき事由により更新講習を受けることができなかった場合。

第5編 雑 則

(天災等の際の措置)

第48条 天災その他の事由が発生したときの試験等の実施についての細目は、必要に応じ、認定校が別に定める。

(建築積算士補事務の細目)

第49条 前条までに定めるもののほか、建築積算士補事務の実施に必要な細目は、会長が別に定める。

附 則

1. この要領は、平成21年4月1日から施行する。
2. この要領は、平成23年4月1日から改定する。
3. この要領は、平成24年4月1日から改定する。

別紙－1 建築積算士補認定事業における試験問題作成に関する基本方針

1. 前提となる事項

- (1) 受験資格は本会の認定した各学校における建築積算の講座（授業）の単位を取得した者とし、授業により適切に知識を身につけられたか確認することを目的とする。
- (2) 試験問題は建築積算士試験委員会（積算士補部会）において作成し、採点する。
- (3) 試験の実施は、日程の決定、監理方法等については各認定校に任せる。
- (4) 試験時間は 40 分とする。

2. 出題数

- (1) 問題は二者択一（○か×）とする。
- (2) 出題数は 40 問とする。

3. 出題の分野

- (1) 出題の出典は、原則として授業テキスト「建築積算」による。
- (2) 試験は、次にあげる分野を問う。
 - ・ 建築積算の基礎となる、建築一般の知識
 - ・ 建築数量積算基準の目的や原則に関する理解、またこれに基づいて建築工事費を算出するための建築数量を計測・計算し、数量調書を作成する基礎的知識
 - ・ 建築生産に関連した基礎的知識

4. 問題の選定

- (1) 試験の実施日は各認定校で異なり、情報管理の点からも以下の方法により問題を選定する。
- (2) 出題可能な問題を一定数作成し、ストックしておく。当面は 500 問、最終的には 1,000 問程度とする。
- (3) 日程の異なる試験毎に、出題分野別にコンピューターによる無作為抽出を行う。
- (4) 各分野ごとの問題数については、建築積算士試験委員会（積算士補部会）において定める。

5. 問題の公開

- (1) スtockされた問題は、テキスト別冊に練習問題として掲載する。
- (2) 試験に際しては、テキストの持込を禁止する。

6. 合格点

- (1) 合格点については建築積算士補評議委員会において決定する。

7.再試験

- (1) 認定校は、不合格者のうち希望する者に対して、再度試験を行うことが出来るものとする。

以上